

根室市選挙管理委員会告示第 4 号

令和4年9月11日執行予定の第18回根室市長一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙時登録の基準日を定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和4年4月11日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴谷良憲



記

1. 選挙時登録の基準日 令和4年9月3日

ただし、選挙期日現在で年齢満18歳に達するものを含む。